

京都市告示第640号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

膏薬辻子まちづくり協議会

2 代表者

竹中 健司

3 主たる事務所の所在地

京都市下京区綾小路通西洞院東入新釜座町737

4 活動の対象区域

京都市下京区新釜座町及びその他膏薬辻子に面する区域

5 活動の目的

膏薬辻子まちづくりビジョンに示す「歴史に培われた落ち着いたまちなみを守り育てる」ことを目的とする。

(都市計画局都市景観部景観政策課)